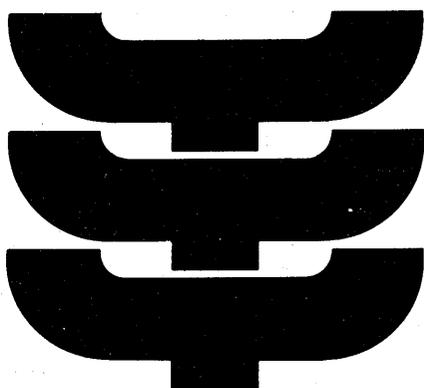


# 大野城市の文化財

第 11 集  
大野城市の民俗③

---



---

大野城市教育委員会

# 目 次

序	
はじめに	1
第 1 婚 姻	
村内婚と村外婚	2
結婚の種々相	5
許 嫁	5
約束夫婦	5
普通の縁組み	5
祝儀、祝言の日取り	6
祝儀についての旧幕時代の制限	7
結 納	8
婿入り(初婿入り)	8
嫁入り	9
祝 言	9
1 番あるき	10
婿とり	10
離 婚	10
入 籍	11
仲人へのお礼その他	11
第 2 住 居	
徳川時代の制限	12
敷 地	13
垣根と庭木	14
建築のはじめに	16
造作にかかるまえに	16
地祭(地鎮祭)	17
地搗	18
棟上げ	18
く ど	20
床下の「炉」	20
新築祝い	20
やうつり	22
建主と棟梁の関係	22
大作業の儀礼	22
居屋の間取	22
のきだれ	22
その他の建物	26
話者、資料提供者	27

## 序

「大野城市の文化財」は第8集・第10集で大野城市の民俗を紹介してまいりました。昭和30年代以降の急速な都市化のため、人口の増加、農業の機械化、家庭の電化による生活の合理化、農家の減少、住居の改築など郷土の姿や私たちの生活は大きく変ぼうをとげました。それとともに先祖から代々伝えられてきた民俗習慣や生活用具などが姿を消そうとしております。これらの失なわれつつある民俗を永久に後世まで受け継いでいくため、教育委員会では昭和50年度から福地通義氏（錦町在住）を中心に民俗調査をすすめてまいりました。この成果を第11集では「大野城市の民俗③」として「住居及び婚姻」について特集し、市民の皆さんにお届けいたします。

この企画にあたって、調査・執筆・編集にご尽力いただきました福地通義氏をはじめ、聞き取り調査・資料提供にご協力くださった方々に深く感謝いたします。

昭和54年3月

大野城市教育委員会  
教育長 井上 幸一郎

## はじめに

大野城市の文化財第8集には、「大野城市の民俗①」として市内各区(旧村)に伝承する年中行事、信仰、人生儀礼を、また第10集には、農作物、農事歴、農作業、食生活を記録した。そして本集は、婚姻と住居をまとめておくこととした。

社会情態の変化につれて、婚姻に関する習俗も変ってしまった。100年の昔のことはおろか近々50年前のことすら忘れられようとしている。

古いしきたりの多くは、すでに行なわれなくなった。忘却はすすむ。

婚礼の夜にいたって始めて配偶者の顔を見たというような例は、古い時代のことで、いまはこのようなことを語る人もすくなくなった。この度の調査のときでも、この例を語って下さったのはごく高齢の方で、他の方は一種の見合について語られた。この集には明治末期から大正年間の習俗が主として記述されている。

# 第 1 婚 姻

## 村内婚と村外婚

婚姻には、その当人たちの居住地によって、同一村内の縁組みである「村内婚」と村外の者との縁組である「村外婚」がある。

大野城市は、明治22年に、旧幕時代の11ヶ村と1地区（雑餉隈）が合併して大野村になりその後同じ区域のまま町制をしき市制をした。

この項で村内とはこの大野村のことではなく旧筒井村、旧山田村などの村のことである。行政的に大野村として一村にはなったが、久しい間もとの村としての感情が残っており、かつその習俗も「第8集」によってみられるとおり或程度の相違もあったのである。

「嫁迎え」のときに、村境まで迎えに行くというような習俗があったが、この場合の村境は旧村の境であった。

上のような意味での村内婚は、あまり多くはなかった。それは村内に適当な配偶者となる者が少なかったからである。

明治22（1889）年の大野村成立当時の戸数と人口は次のとおりである。

牛頸村	125戸	746人
上大利村	35戸	196人
下大利村	66戸	342人
白木原村	49戸	291人
瓦田村	90戸	477人
筒井村	79戸	454人
山田村	42戸	266人
仲嶋村	24戸	127人
畑詰村	27戸	137人
中村	55戸	309人
乙金村	58戸	335人
雑餉隈	29戸	175人
計	680戸	3,855人

一見して同一村内に適当な配偶者が存在する場合の少ないことが推測されるのである。

その後60余年を経た昭和25（1950）年に至ってもなお戸数は1928戸、人口は10,192人であったから明治年間は何論のこと、大正時代に於ても旧各村の戸数はごく少ない状況にあった。

上の事情からして、村内婚の場合がすくなく「村外婚」が多かったことがわかる。

村外婚といっても遠くの早良郡や、朝倉地方、筑後地方のような所の人との縁組をするのは何か特に

事情があつてのことで、多くはその村の周辺や他郡であつても自分の村に近い所の村々が多かつた。

### 縁組みの条件

旧時の婚姻は、たいていの場合本人たちの問題ではなくてその「家」が問題であつた。したがつて縁組の相手は、当方の「家」の格と相手方の家の格の釣り合いが重要な要素であつた。

「提灯に釣り鐘」

「釣り合はぬは不縁のもと」

というのは「家格」の釣り合いがとれぬことをいつたものである。さきに同一村内に適当な相手を見だし難いということの参考に戸数と人口を掲げたけれども、それは単に男女を年齢の点からみてのことであつたがその上さらに「家格」の問題がからむと、ことは一層むづかしくなるわけである。

家格つまり「家柄」といわれるものに定義があつたわけではないがほゞ次のようなことが考えられていた。

旧幕時代からの身分が明治期にはまだ尾をひいていた。士族であるかないかの問題が多少あつたといわれる。しかし、この士族は極く限られた人達であつて大多数の村民の問題ではない。

大庄屋、庄屋などの場合は、同一村内に、適当な縁組は困難であるので、ほとんど他村の庄屋、庄屋格あるいは組頭あたりの家格の家の子弟が対象である。

この身分とたぶんは重複する条件であるが財産の多少もまた重要な条件であつた。地主と小作人というような縁組は通常困難であつた。

それに比べると本人たちの容貌などは重要性に乏しい。しかしながら本人の疾病、智能が劣悪というような点は充分選択の条件であつたが、更に家族の疾病特に肺結核や精神病があるときは、本人に異常がなくとも重大な支障となる。

血縁の関係では「イトコ」同志の結婚は当然のことだとしており、かつ、この種の例は相当多かつた。たぶん、種々の条件がからむと適当な配偶者を得にくい事情にあつたので、親戚、縁者のあいだからなら一応家格の釣り合いの問題がすくなく、またいわゆる「気心のしれた」ものであつたから両家のあいだに安心感があつてのことである。旧農村にはこの種の親戚、縁者が非常に多く何がしかの縁につながる家が数多くあつた。

前にも述べた事情のうち、身分関係によって村外婚となつたと考えられる例として、少し古い例ではあるが、旧仲鳴村の庄屋村上家の場合を見よう。

弘化3年(1846)年、村上善市(後に寿平と改名)氏は数え年二十才で妻お松を那珂郡笹原村の源七郎というひとの家から呼込んだ。呼込むとはこの場合嫁を迎えたということである。

この笹原の源七郎家の身分は分明ではないが後の記録を参照すると庄屋の家柄かあるいはそれに近い格の家であると思われる。

慶応3年(1867)年、寿平氏41才のとき養子を貰っている。大佐野村の庄屋幸市三男善七である。

そうして善七を善内に改名した。

いろいろの条件のうちに、相性の問題があった。相性の判断は、荒神坊主にみてもらうことになっていた。男女の年齢差は、3～5才ほどで男子が年上であった。

結婚年齢は、男子は20才を少し過ぎる例が多い。このことは男子は旧兵役法によって徴兵適齢者（前年12月1日からその年の11月30の間に満20才に達する男子）は、徴兵検査を受ける。そうしてこの検査によって選抜された健康な男子は、現役兵として二ケ年間入営して兵役に服した。

この兵役をおえると「除隊」である。除隊してくると男子は1人前として遇された。この2ケ年の間男子は、肉体的にも鍛えられ精神的にも非常に成長した。当時の青年にとってはこの機会が人生の節目であった。

したがって除隊の時期が結婚適齢期となる。配偶者たる女子の年齢は一般に20才以下であった。明治のころには、15～6才位が適齢期とされ大正期でも20才以前の結婚が多かった。

女子がその年齢20才を超えてなお未婚の場合には、「にわりもん」といわれた。「にわりもん」とは、「きずいもの」とか「はんばもの」とかの意味があるが、この場合は「人なみでない」とか「きずもの」とかいう程のことであるという。

また「売れのこり」ともいう。これは今も用いられる。いづれにしろこういう陰口をきかれることになる。

更に女子が30才をすぎてなお未婚であると「おばさん暮し」といわれた。

さきに結婚の際の男女年齢差は3～5才位男子が年長であるといったが、必ずしも男子が年長とは限らない。女子が年長の場合もある。このような場合は「女がいくつ年増である」ということで「としま」といった。また俗には「いがいまし」とよんだ。これは飯匙増いなかましのことで飯匙は主婦権のことであるからこのあたりでは夫より年上の女房をこういっているのである。

男子方の親は、息子が結婚適齢期になると「嫁さがし」をすることとなる。同村内の住人についてはかねて熟知しているので捜すほどのことはない。また前に述べたように適当な相手がない場合がおおかった。

したがって他村に相手を見つけるわけであるが、親戚縁者や知人などに依頼して心当りを知らせて貰らう。一応適当な相手があるときには、見合いをすることとなる。母親と息子が、なかに立つ人と一緒に娘方へ出向くと、娘はお茶を持って出てくるが、すぐに引込む。これだけで相手の可否をきめるのである。相応の相手と思うときは、なお「聞き合はせ」といって相手方の調査をする。これは各相手方の家の状態、家族や本人の人柄なり素行なりを相手方の周辺から調査するのであるから、現今のやり方とあまり変りはないわけである。

しかしこのようなことが行われる以前は見合ということはなく両家の親同志の合意で決定をみることもおおかった。

ここに述べた一種の見合は、俗には「よめごみ」などといったが、こんな形式だけではない。「かくれ

み」といって娘が気付かないように、娘の田畑で働く姿などをみることもあった。

## 結婚の種々相

### 許嫁（言い名付け）

許嫁による結婚も、かつては相応にあった。結婚は、家と家との縁組であるという感覚の時代には、当人の意志より両家の両親の意志が重んぜられた。

したがって当人たちの幼少の時期にそれぞれの両親によって将来の結婚の約束がなされることがある。この場合当人たちは、やや歳をへて始めて許嫁であることを知ることさえある。

一般に許嫁の約束は男子で10才以下で、女子は更にそれより年下である。女子の場合は出生後いくばくもたたないときにさへ約束がなされる例もあった。

許嫁の女子は、男子の家に引取られて養育される例もあって、この場合は兄妹同様に育てられる。このような状態であったから、相方が適齢期に達していよいよ結婚の場合にその祝儀（結婚式と披露宴）は比較的內輪に行なわれた。ときとしてはまったく祝儀というほどのものを欠く例すらあって、経費の節約にもなった。

許嫁については、さまざまな事情が両家にあつて、この約束をするわけではあるが、祝儀にかかる莫大な費用の節減が考慮の内にあることもあった。

## 約束夫婦

「約束夫婦」という言葉は一見許嫁のような感じがするが、そうではない。当人同志が約束をするということである。つまり恋愛結婚なのである。旧時婚姻が「家」の大事であり、したがって両親の考えできまる時勢にあつて、親の意志の如何にかかわりなく当人同志が決心するのは大変なことであった。

この約束夫婦は多く村内婚であった。当事者が知り合うことが前提となる。その機会は田植などの共同作業のときや、いわゆる「よこい」のときであった。

1月16日は、この日に働らけば地獄に落ちるなどといつて1日休息をとる。3月3日の節句とか、1月7日の「ほんげんぎょう」あるいは、神社の祭りなどの休息日がある機会であった。村の往来の途中というものもあるが、共同風呂や、水車小屋の粉ひきなども当人たちの知り合う場所であった。

約束夫婦の場合でも両親や関係者の承認は必要である。前述の家格やその他の条件が著しく不都合でなければ、大ていの場合、既成事実として承認される。嫁方の両親が不承認という場合に、娘の承知の上で強引に盗み出すというようなこともした。つまりは娘が男の家へ逃げて行くのである。これは嫁盗みの例である。こんな風に既成事実となれば結局両親も承認して後に祝言が行われる。

## 普通の縁組み

男子方の親が適当な娘を見つけると、信頼のおける手なれた人に仲人を頼む。意を受けた仲人は先方へ

行く。

さて娘の親に娘を嫁にもらいため旨を申し出ると娘方は辞をもうけて仲人の申し出をことわる。仲人は立帰って、男子側にその旨を伝えるが、これで断念するわけではない。日を経て仲人は娘方を再訪問して是非娘ごをいただきたいと申し出る。このときは考えておきましょうなどといわれる。

そうして仲人は三度出向くことになる。この三度目で娘方は本心からことわるなら、はっきり断わる。そうでなければ承諾をすることになる。

当初から承諾してもよいと思っている縁談でも一度で応諾するのは「かるい」とされるので一応も二応もことわるのが、一つのしきたりであった。

娘方の承諾を得ると、次は「かための酒」の段取りとなる。「かための酒」は、仲人が鯛1尾、酒1升を持って娘方へ行く。持参するのはこれだけである。これを娘方が受納すれば、縁組の約束は成立したことになる。

のときに持参する酒1升は「一生」に鯛1尾は一鯛「一代」にかけて「一生一代」つまり一生添いとげるという意味である。かための酒はいわゆる「すみ酒」である。

### 祝儀（祝言）の日取り

「かための酒」がすむと祝言の日取りをきめることになる。「かための酒」の日から祝言の日までの期間は1カ月くらいであって、永く間をあけることは喜ばなかった。娘の嫁入の仕度ができる日数がありさえすれば足りるものであるとした。

その間が長くなると、何とはなしに故障が入る例があるからである。一時の興奮した感情が消えると当事者間にも、やりたくないとか貰いたくないとか、あるいはもっと他によい人がありそうだとかいうことがあるからである。周囲からも何かと批判めいた陰口がでたりして不愉快なことになる。

祝言までの間に、息子と娘が交際するという風習はない。

祝言の日取を決定するにあたってはさまざまな習慣が関与する。一般に知られているように、大安、友引の日は吉日とし、佛滅の日は凶日とする。

干支の方からいえば、申（さる）の日、己（み）の日、寅（とら）の日は悪いといわれた。申の日は、去るの日というわけで、嫁が不縁になって婚家を去ると連想して忌むわけであり、己の日については、その由来の伝承がみつからなかったが、右代から旧暦3月の己の日は人形に身のけがれを移して、海や川に流すことで災厄を祓らう行事があるので、何がしかの関連があるであろうか、

当市内山田の人河波元吉氏は安政5（1858）年の生れで、大正8（1919）年に数へ年62才で亡くなられた人であるが、同氏が明治年間に記録しておかれた「万（よろず）まじない心覚記帳」には「3月己の日わろし」とある。寅の日を喜ばないのはいいつたえがある。寅すなわち虎は1日に千里を行って千里を帰るといわれるので娘が遠い実家へでもすぐ帰るということを忌んだためであるという。

寅についてはその日の吉凶に関するだけでなく寅の年もいやがった。「婚礼によい」という日を、河

波氏の記録によると次のとおりである。

「陰陽日 此日婚礼よろし

正<sup>い</sup>ね<sup>二</sup> 二<sup>うし</sup>とら<sup>三</sup> 三<sup>む</sup>た<sup>う</sup> 四<sup>ミ</sup>う<sup>ら</sup> 五<sup>ひ</sup>さ<sup>る</sup> 六<sup>と</sup>い<sup>ぬ</sup> 七<sup>い</sup>ね<sup>八</sup> 八<sup>う</sup>とら<sup>九</sup> 九<sup>う</sup>た<sup>十</sup> 十<sup>ミ</sup>う<sup>ら</sup> 十<sup>ひ</sup>さ<sup>る</sup> 十一<sup>と</sup>い<sup>ぬ</sup>」

吉凶の日のことではなくても祝言の月は、2月、5月、12月がこのまれたという。これらの月は農閑期である。農閑期とはいわれぬまでも比較的閑があった。2月の作業としては果樹の接木、あるいは挿木、移植、剪定などがあるが、忙しいという程でなく、5月は籾種の播種が重要作業であるがそれ以外は、特に繁忙ではない。12月は年内の農作業が終了しているのである。

その外実際的には、祝儀用の料理が「ねまらぬ」からという点もある。勿論「ねまらぬ」のは1月や3月もそうである。しかし1月は正月の行事が多忙でこれに多くの手間をさかねばならない。3月は「花の縁」といって嫌った。花の縁とは、花、とくに桜の花はパッと咲いてパッと散るからで縁組がたちまち破たんするといっ 忌んだという。

旧時、農家にとって、農作業の手順は重要なことで、作業日の1日の遅速はその収穫にひびく。したがって手順の狂いは極力さけなければならない。祝言の日取もやはり農作業の手順を無視することは困難であった。田畑の仕事がいそがしいということは、祝言にかぎらずいろいろの行事の日取りを制約する。

### 祝儀についての旧幕時代の制限

祝儀は費用のかかるものの随一である。俗に娘があると身代が傾くとさへいわれた。しかし明治時代にその制限が撤廃されるまでは福岡藩において種々の制限をしていた。その達しの数例を次にかかげる。

元禄16(1703)年の藩の郡役所の記録によると家作や衣類等の制限とともに婚礼について次のようにいっている。「婚礼祝儀等之寄合之節は軽き一汁一菜に可仕候 下略」

また享保18(1733)年2月の「郡奉行4人」の達しによれば

「婚礼之覚

1. 婚礼之節身代宣百姓たり共夜具一通り長持一ツ葛籠一荷持参可仕候 屏風其外無用之器物停止に候 入用之道具黒塗停止候事
1. 婚礼之節双方両親中之外一家寄合申間敷候 右の節料理一汁一菜可仕候事
1. 婚礼其外祝儀之取遣樽肴停止 肴代にて相仕舞可申候 肴代鳥目5分に不可過候事」と定められていた。

さらに宝歴10(1760)年9月には衣類について

1. 男女共衣類婚礼儉約之儀左の通相守候事衣類停止之品
  1. 鹿子紋
  1. さらき染
  1. 紅 染
  1. むらさき

などで以下は略したけれども総て8品種の衣類の着用を禁止している。前の禁令をみると祝宴に関する制限が特に厳しかったようすがわかる。道具や衣料については華美になるのを禁じているが多少の品目の持参は認めていた。しかるに祝宴の料理などの制限はたびたび一汁一菜たるべきことを達している。

着衣については、特に祝儀の場合についていっているのではないが一般に木綿を着用することを命じている。

婚姻について次の制限のあったことを参考までに申し述べておく。元文4(1739)年8月の布令によれば

「御領内之者他国と縁組停止 内緒有之候はば申出候様達之事」

とあって他の藩領の人との縁組を禁じていた。したがって、前に述べておいた村外婚の場合隣村といっても他国領の者とは縁組みはできなかったのである。

これ等は旧幕時代の制限であって、明治になるとすべて撤廃されて次第に緩和されてきた。

## 結 納

祝言の日の前日婿方から嫁方へ嫁の祝言用の衣裳を贈る。両家の経済状態や社会的地位などによって差があるわけであるが大たい次のような品であった。

1. お茶 1対
1. 白むく
1. 帯 1折
1. 紋付 羽織 袷小袖
1. (ツノ樽)

## 婿入り(初婿入り)

祝言の当日の午前中、婿は、仲人、親戚など10人ほどの人と連れ立って嫁方へ行く。この場合一同正装して行くのである。この連中の中に「婿まぎらかし」といって婿と間違えられるような人物を仕立てて連れて行く。この婿まぎらかしは、かつて婚姻に、村の若者が参与したことがあり、婚姻に際して、その若者たちの代表者とし祝言に参列する風習のなごりである。

さて婿を迎えた嫁方では、「おてつき」を出す。このとき嫁方の親戚は袴をつけていない。つまり正装をしていないのである。そしてその馳走の座には坐らないで、婿方一同の歓待につとめた。これを「ほとめかす」というのである。

少時歓待を受けた後で婿は退出して自分の家へ帰る。やがて婿方の親戚も戻るのであるが午後2時頃になる。このとき仲人は嫁方に残る。ここで嫁は祝言の席に出るための正装をはじめめる。そうして夕刻になる。

## 嫁 入 り

日没後、すっかり仕度のできた嫁は実家を出発する。嫁と仲人の夫人は人力車に乗る。他の人達は徒歩である。勿論、人力車に乗れないほどの人や、その必要のない近所なら全員徒歩である。嫁が歩く場合は「尻からげ」の姿で歩いた。裾をからげるのである。嫁は綿帽子をかぶり、「嫁入下駄」をはいた。

婿方は弓張提灯をかかげて、婿の親戚が村はづれまで出て、嫁の一行を迎えた。これは村外婚の場合であるから村はづれという場所があるわけであるが、村内婚のときは両家の間の適当な場所を選定する。

嫁は一たん中宿（なかやど）に立寄る。あらかじめ婿の家の近所に適当な「うち」を頼んでおく。ここで嫁はしばらく休息して、衣裳の着つけを直したり、化粧を直すなど最終的な準備をする。

中宿は村外婚の場合でも婿方の村内に定められる。また村内婚の場合ごく近所に嫁入するときは実際には不要である筈であったが、やはり一応中宿に立寄る仕きりであった。

嫁入りの方角が悪いということがいわれる場合には「方除け」のおふだを受けて嫁入りをしたという。「方除け」のお札は荒神坊主にいただいた。

嫁が婿の家へ到着する。このとき嫁方の親戚は座敷の縁側から直接祝言の座敷へあがる。（住居の項を参照されたい）

嫁は「かど口」から「にわ」にはいる。そして「なかえ」の前に立つ。（住居の項を参照されたい）そのとき婿方の親戚の女性が嫁の手をひいて「なかえ」にあげる。「なかえ」は「にわ」から相当にたかくかつ一段下ったところに「なかえ」に沿って横長に式台がある。その幅は1尺5寸くらいである。

その式台の下が下駄箱になっていた。

嫁は婚礼の衣裳を着ているので身のこなしが不自由であるが、「なかえ」にあがる時手をつくことが忌まれていたので手曳が必要であった。ここからあがった嫁は祝言の座敷へ行く。

嫁入りのときに持参するもの、鏡、たんす、長持（夜具が入っている）は必須のものであった。しかしいわゆる日常の世帯道具や生活用品は一品も不要である。当時の結婚は新たに世帯を構えるのではなく、婚家の生活の中に入り込むのであり、先方には今迄の生活用具などはもとよりあるので、こちらから持参する必要がない。

## 祝 言

「お謡」のうちに盃事が行なわれる。まず夫婦の盃、ついで親子の盃、兄弟の盃、親戚の盃と順次とり行なわれる。夫婦の盃はいわゆる三三九度の盃ごとであるが、親子盃、兄弟盃は一献である。このときは盃が嫁とそれらの人々の間を往復する。親戚盃は各自盃を持って一斉に行なう。

盃ごとがすむと「おてつき」が出される。「おてつき」は里芋をいれた雑煮餅である。この雑煮は故意に嫁が食が食べきれないほど多く盛りつける。嫁はこれを食べきれない。たとえ食べきれないほどあっても食べるのこすのである。そうして食べ残された餅は必らず婿が食べることになっている。

「おてつき」というのは、おてつき餅のことで、つまり「落着の餅」である。それから披露の祝宴に

なる。祝宴はながい時間つづいた。

「おひらき」の後、親戚の女が納戸に寝所の準備をする。納戸は両親の寝所であっても明け渡すことになる。

### 一番あるき

婿方では翌朝餅をつく。この餅を嫁に持たせて里方へやる。実際には婿やその両親、仲人が連立って餅を持って行く。魚や酒も持って行く。里の両親への土産として反物を持参する。

この日の嫁は、里方の近所廻りをして日帰りで婚家へ戻る。そうしてさらに婿方の近所へも挨拶をして廻る。

一番あるきは必ず日帰りをするものとしてあり実家に泊ることはなかった。

### 婿 と り

婿養子を必要とする場合は、嫁取りと同様娘の両親や親戚が心掛けて候補者をさがす。一応の心当りがつくとな娘の父は、その候補者のところへ行く。婿を見るためである。

「馬をみにきました」という口上である。勿論本当に馬をみるためではない。さりげなく婿候補をみるための口上である。その後の経過は嫁取りのときと大差はない。ただ結納（お茶）のときの贈り物が異なる。だいたい次のようなものになる。

1. 紋付羽織 袴

1. 博多織の角帯

1. 金側の「ふっくら時計」に鎖をつけたもの。「ふっくら時計」とは懐中時計のことである。

上の例は相当に立派な例であると思われるので勿論もっと簡略な場合もあった。

### こんこん盃

祝言なり披露宴なりを立派にとり行なうことのできない場合もある。恋愛結婚、つまり別の言葉では約束夫婦の祝言のごときは簡単に行なわれた。こんな場合、ごくちかしい人たちで内輪にすませた。こんなのを「こんこん盃」といった。肴もなますがある程度のものであった。ここでいう「こんこん」とは漬物の「百本漬」のことである。

「こんこん盃」ほどではなくても、許嫁の婚礼や一般の村内婚の場合は、村外婚に比べて祝言は比較的簡略に行なわれた。

### 離 婚

旧時も離婚はあった。これを「もどす」といった。「もどす」とは男性中心のいい方である。この場合はだいたい次のようなことがあるときである。

1. 嫁が男狂るいをしたとき、

この理由によって戻すときは裸で戻した。つまり着のみ着のままに戻すという。

1. 子ができないようなとき、

「ふつう」するといった。

このときは裸でなく嫁入道具は嫁方へ戻した。

1. 不治の病のとき、

裸でなく嫁入道具は戻した。

1. 嫁が男を持ったとき、

これは嫁と他の男のかけおちである。

戻すとき、その夫婦の間に子があるときは夫の側につけた。このように夫の側に子があることになると、夫の再婚には不利な条件であるので、夫の側は妻を簡単に「追い出す」ことは考えものであった。

婿とりの場合の離婚はやや困難であった。婿がすでにその家の財産一切を掌握しているような場合は婿といっても実権者であったりするので「追い出し」はできかねる場合があった。

## 入 籍

嫁の入籍は、祝言のすぐ後というわけにはゆかない。多くは嫁が妊娠したような機会に実行された。

婿とりの場合の入籍は、祝言後、はやく行なわれる。

## 仲人へのお礼そのほか

仲人へのお礼は当然行なわれた。特にその年の正月には、仲人の夫と妻に、それぞれ反物を贈った。

嫁の里方に対して、やはり初めての正月には贈り物をした。きまったものは「ぶり」と「餅」二重ねであって、このときの「ぶり」を「よめごぶり」といった。

## 第 2 住 居

### 徳川時代の制限

戦後（大平洋戦争）民家の型式は、著しい変化をとげ、一部に「マンション」などと呼ばれる集合住宅の異常な普及と、いわゆる新建材を使用する新様式の住宅が立並らぶ時代を迎えた。

しかし少し前迄の時代には、過去の長い時代の歴史的な背景によって完成された民家があった。この時代には、その経済的な事情のほかに、社会的身分制度の枠内において諸種の制限を蒙り、かつてはその生業によっても数々の制限を受けていた。つまりは、自分の好みに従って自由に建てることはできなかった。

徳川時代には、いろいろの制令がでていいる。元禄16年（1703）の福岡藩の郡役所の記録によると次のとおりである。

#### 前条略

1. 在々百姓身持之儀先年より段々被仰付置候通弥堅相守可申候 万端致質素 分限不相応之家作仕間敷候

#### 下条略

と一般的に質素たるべき旨の達しがでているが、その後享保18年（1733）に至ると家作について細かい制限が達せられた。

#### 家作定

1. 只今迄小百姓共迄大方座敷持居申候勝手次第とき崩し候儀不苦候事

1. 板並あじろ天井

1. なげし

1. さひ土

1. まいら戸塗縁障子

1. 畳表 備後並いひの表

上の分向後停止に候事

1. 此已後新規に家作致候節は家之差図を仕郡代え可申出候事更に2年後の享保20年に追いかけて次の達しがある。

1. 新規家作 自今以後郡代へ申出差図次第可仕候事

#### 新規家作仕候停止の定

1. 書院床

1. 長押

1. 彫物

1. さひ土

1. 張付
1. 塗椽障子
1. まいら戸
1. 備後表

上の分只今迄有来候分 漸々に取除可仕候以上

とあって享保18年の制限を強化してある。この様に藩は、百姓身分の者の家作については繰返し制限を加え、従来あるものも、座敷などは解崩してよいといっているのであるが実際には解崩しを命じているのである。

上のような制限のなかで民家は建てられ、また建て替えられてきた。

明治になって、この藩政時代の制限は勿論廃止されたわけであるが、といっても即日思うように改築したわけではなく年月の経過に伴って変化を見て来たと思われる。

今、われわれが見ることができるもっとも古い民家は、この地方では、百年ほど前の建築である。その家は若干の改造が行なわれていて原型そのままではないというが、重要な部分には手を加えていないという。

かつての時代では、住家などは保守的なもので、そうそう変わった家は建てないものであったし、また社会環境のこともあって気儘に変わった家を建てる風習はなかった。

しかしこれらの明治の家も、市内には残るものはすくなくなった。

## 敷 地

住居の建築には、その敷地の場所と広さが重要である。農家は田畑で行なう作業以外の仕事はすべて屋敷内で行なうのである。したがってその敷地は、日当たりがよく、水はけのよいことが必須条件であった。

当市の四周の山地の裾に在る集落では、当然、その山裾の傾斜地を開いて屋敷にしている。山つきでない集落でも、比較的高い所に敷地を選んでいる。

旧時頻発した水害になやまされた平坦部の「山田」では、全村の住民が旧集落のあった「御笠の森」附近から現在地に集団移転したといわれる。そこが比較的な高地であるからである。その時期はおそらく延宝年間(1673-1680)の初期か、はやくとも寛文年間(1661-1672)と推定される。敷地の広さはその所有し、あるいは耕作する土地の広狭、つまりは大地主や本百姓、または小作人などの身分によって異なるのである。

大農家では10アールを超える広さの敷地をもつものもあったが、小農家は5アール程しかなかったものもある。その平均的な広さは、明治35年頃の調査になる資料では、約200坪、すなわち約7アールであることが知られる。

この屋敷の中には、家族の居住する「おりや」の外に、農事に必要ないろいろな建物がある。

見取図第1の農家では、居屋（おりや）のほかに、馬屋（まや）、稲屋（いなや）、庫倉（くら）、便所などがある。他の家ではこの図の混納屋が分離独立の建物である場合もあるし、灰屋（はいや）や薪（たきもの）小屋がある。灰屋やたきもの小屋などは必要な建物であるので、この図では何かの理由で省略されているのであろう。更に家によっては屋敷神（やしき神）を祀ってある場合もある。これ等各種の建物に取られていない広い空地は、穀物の天日乾燥や脱穀など各種の農作業の場であった。従ってこの空地、つまり居屋（おりや）の前庭は、充分の広さが必要であった。

ここを「かど」と呼ぶ。

これらの建物の配置は「方」を見ることが行われた。「方」によって吉凶を見て建物の配置を考えるのである。見取図第1を参照されたい。

## 垣根と庭木

屋敷の周囲の垣根について、元禄年間に刊行された農業全書（福岡藩の人宮崎安貞の著書）に次の記載がある。

「いけがきに作る木ハ臭橘（からたち）枸杞（くこ）立加（うごぎ）秦椒（さんしょう）梔子（くちなし）刺杉（はりすぎ）榛（かじ）桑、庭桜（にわざくら）細竹色々多し、此等の類よし、中にも臭橘、うごぎ枸杞勝れて宜し。臭橘は盗賊のふせぎ、是にこゆる物なし。くこ、うごぎの2色は葉は菜にし茶にしても用ゆべし。根は共に良薬なり。酒にも造る。枸杞子は功能ある物なり」

（編者注）

◎ 枸杞の若葉は、胡麻あえにして食べる。ところによっては飯にもたき込む。枸杞子つまり果実は健胃剤、根皮は煎じて服用すれば、肺、肝、腎臓の薬となるといわれる。

◎ うごぎの若葉は、せりのような香りがするので、せりと同様に調理する。せり飯、せりのあえもの、おひたし、また茶の代用にもするし、薬用には根皮を用いる。いわゆる漢方にいう五加皮である。五加皮酒は不老長寿の薬といわれた。

さてこれは元禄時代の話であるが、近頃も大きな変化はない。やはり「からたち」「竹」「むくげ」がある。また竹の枝を並べて棒材を立て、これに横に竹をわたしてしめ垣としたものもある。

市内には、市が記念樹とし指定し、保存されている竹垣がある。また若干の土堀も残っている。しかし、それらも次第に取崩されて新しい様式のものに変わりつつある。

屋敷内の樹木としては、実用的な果木として梅、柿、柑橘類が植えてあった。その他の観賞用の樹木もある。

一方屋敷に植えることを忌んだ樹木もある。所により人によって多少の異同はあるが、「いちぢく」や「そてつ」をあげる人もある。また屋の棟より高くなる木はよくないという人もある。これは或いは「かど」が日かげになるのを嫌ったのかも知れない。

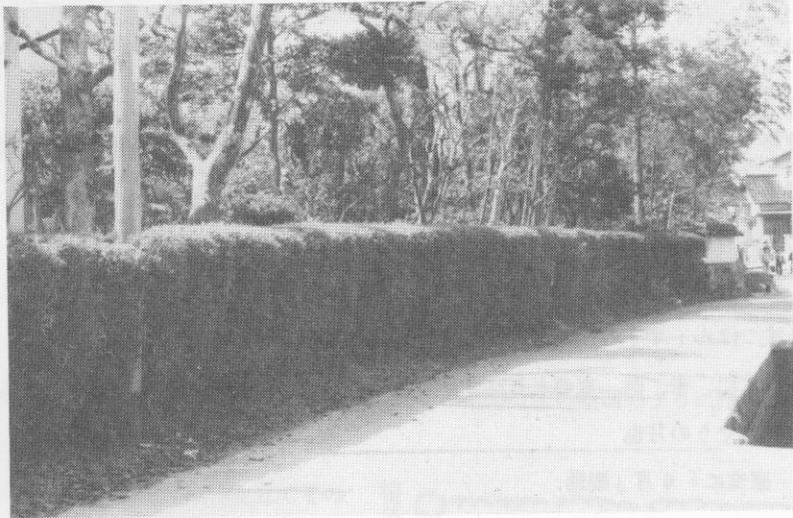


写真1. 上筒井の竹垣

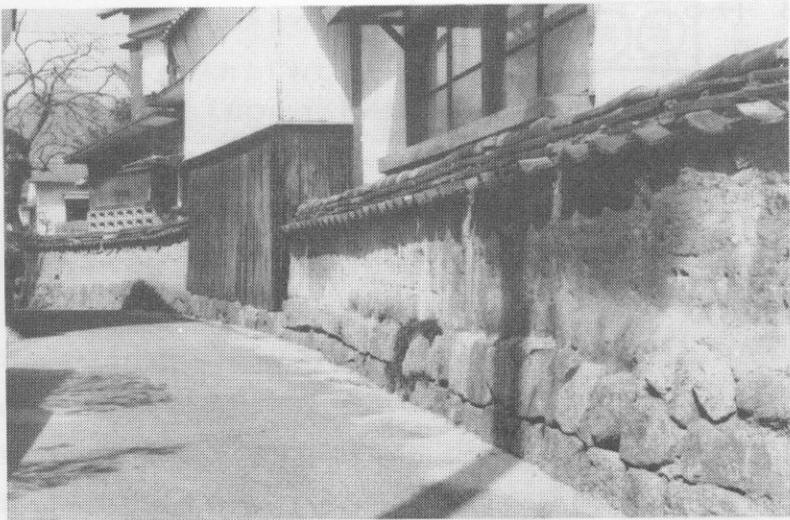


写真2. 乙金にある土塀

## 建築のはじめに

住居の建築をすることをきめると、いろいろの吉凶をみるが行なわれた。

「おりや」つまり家族の居住する建物は、必ず南に向けて建てられる。そしてその前面に十分な前庭（かど）をとることは、農家にとっては、農作業上の必要から、きまった形式である。

「おりや」以外の建物の配置について、見取図第1にみられるように、「方」をみるということになる。ここでも荒神ぼんさんが関与する。

また建築をする月や日についての吉凶を考慮する習慣もあった。前に引用した「山田」の河波元吉氏の記録である「万まじない心覚記帳」に次のようなことが記載してある。

「家造吉凶日取並方角土地の事

子、寅、辰、午、申、戌のとはは正月、3月、5月、7月、9月、11月左6ヶ月ハ奇月とて大吉也とす はん(半)の月なり

丑、卯、巳、未、酉、亥のとはは2月、4月、8月、10月、12月左6ヶ月偶月とてよしといふじ 皆ちやうの月也

(注) 原文に「6月」脱落

また「日」について下記のとおり干支の日があててある。

「地徳日此日 家造造作吉日なり

正ミ 二むま 三ひつじ 四さる 五とり 六いぬ 七い 八ね 九うし 十とら  
十一 十二

「家造四季によりたつ、

春3月ハさるの日、夏3月ハいぬの日、秋3月ハたつの日、冬3月ハミの日」

当時は、「日」の吉凶については、干支によって吉の日、凶の日をいうことが多かった。たとえば妊婦の腹帯をする日は「いぬ」の日といったように、造作についてもやはり干支がいわれたのである。

## 造作にかかるまえに

家屋の造作は、建主にとっては、いわゆる一生の大事である。自分だけでなく、その家(系)にとっても重大事である。数10年に1度のことであり、人の一生に1度あるかないかの重大なできごとである。

先づは資金の問題もあり建築材の問題もある。親戚縁者や、近隣の村人たちの加勢も必要であった。

また、それらの加勢は、相互扶助であって農村においては、欠くことのできない重要な「義理」でもあった。

建主は、まづ、自個の所有の山林に適当な建築材を持っていると都合がよろしい。それがなければ、その手当をせねばならない。特殊な材料は自個所有の山林にないこともある。

火災や水害など、予期しない災害によって家屋が焼失、流失した場合に資金がなければ、田畑を質入して、資金を調達した例がある。日本に於いて「火災保険会社」が始めて営業したのは、明治20年7

月ではあるが、その普及ははるかに後年のことであって明治、大正の頃にはその保険に加入している人は、このあたりでは稀であった。

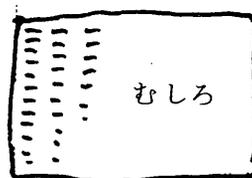
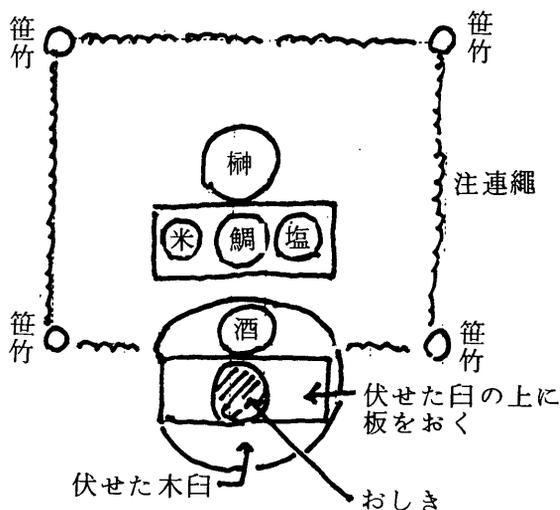
目算がつくと、親戚縁者との相談がなされる。有力な親戚縁者にある意味で、了解を得ておくことは有益である。近隣の村人にも、建築の過程で、度々加勢をたのむ必要があるので挨拶はしておいたほうがよろしい。そうして大工の棟梁との相談である。

明治35年の調査によると、当時の大野村（今の太田市の市域と同じ）に大工18人、左官8人、屋根屋2人、畳屋2人が居住していた。現在の区にあたる旧村に1人か2人の大工職がいた。なるべく同村か近村の大工に依頼するのであるが他郡から招いた例もある。他郡といっても村境を接するような村である場合が多い。

### 地 祭 （地鎮祭）

地鎮祭には、建主、棟梁、親戚2、3人が参列する。その祭壇は次の略図のように作られる。

地鎮祭の祭壇は、四隅に葉のついている竹を立て、しめ縄を張りめぐらす。中央に神を立てその手前のつくえの上に、米、鯛、塩を供える。更にその手前には、木臼を底を上にして伏せる。臼の上に板をおいた、臼の上にとっくりに入れた酒1升を立て、板の上には丸形のおしきをおきその上に「かんびん」2本と「いりこ」を入れた「おとしお」や数個の盃をおく。更に手前に「むしろ」を敷く。地祭りは、神主をよんできて型どおりに行なわれる。ところによっては神主でなくて荒神坊主（荒神ぼんさん、ときには座頭ともよんだ）を招いてお祓いをした。



これらの行事が、土地をきよめ、また工事にともなう災厄を除けるためであることは現在とかわりはない。

神祭が終わると、建主、棟梁、親戚のひとたちは、もっとも手前に敷いてある「むしろ」の上に対座して祝いの盃ごとをする。その祝いの座には、棟梁が正面に1人すわって建主や親戚は左右に分れてすわる。

臼上の「とっくり」の栓を抜いて、「おしき」の上の「かんびん」にうつし三献の盃ごとをする。「とっくり」は陶器の1升「とっくり」であって酒屋から1升買をしてくるので栓は「かなくず」や薬などでしてあった。お供物は、神主に贈るのがしきたりである。

## 地 搗

「さんひょうづき」というのは地搗のことである。「どうづき」ともいった。この作業に必要な加勢人は建主が適当な隣人をたのんでくる。

朝集合して「やぐら」を組立てた。やぐらは大工がもっていた。作業には男手が3人か4人程度いる。これを「ねどり」といって「どう」が適切なところにあたるように働らく。女子は綱の引手であって8人とか10人とか偶数の人数がいる。「つな子」といった。どうづきははじめのとき「昆布」と「するめ」で祝い酒をのんだ。作業は唄につれて行なわれる。1番はじめには「エンヤラヤー」と「ねどり」が音頭をとるので、それによって綱子はドスンと搗く。次いでまた「エンヤラヤー」、ドスンと搗くという具合に始める。

作業唄の最初は祝唄である。

地搗歌(さんひょうづき歌)

ハァー 祝いめでたの若松様よ  
アリャーナーナントセイ  
枝も栄えりゃ葉もしげる  
アースコツケソコツケ  
ハァー こちのお家は宝の住い  
アリャーナーナントセイ  
孫子代々やれ栄えます  
アースコツケソコツケ  
ハァー 山で切る木は数々あれど  
思い切るきはさらになし  
アースコツケソコツケ

と唄いはじめて、その後は自由に即興の歌を唄った。歌は綱子が順ぐりに唄うのである。

搗きははじめは大黒柱を立てるところからで、順次他の柱の場所へ移動して行く。そうして最後の搗き止めもまた大黒柱のところであった。作業が終ると建主は「がめ煮」「すのもの」程度の料理を出すので、これを肴に酒をのんだ。

## 棟 上 げ

棟上げの日の吉凶は前出の河波元吉氏の覚書によれば次の通りである。

「上棟吉日の事、

甲ね、うま、たつ。乙う、とら、い。庚ね、うま、たつ、いぬ。辛うし、い。壬さる。癸うし、とら、い。

先其日をさだめてえらみ立合すへし神外吉日なり左の通り正月子の日也これにじゅんじて心得べし

神外 正ね。二うし。三とら。四う。五たつ。六み。七うま。八ひつじ。九さる。十とり。

十一ぬ。十二い。」

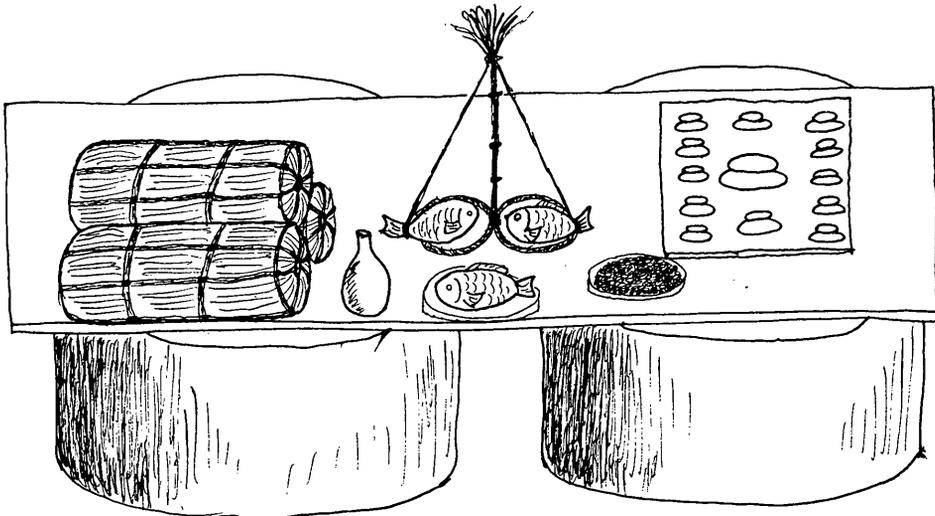
棟上るときも地搦るときと同様近隣の人たちの加勢が必要であった。建主は、この点についてもかねての配慮が重要であった。勿論建築や葬儀の相互扶助は村落に於ける住民の欠くことのできない義理でもあった。

棟上げ（建前）が終ると、これにともなう祝いの行事が行なわれる。

棟上げがすむと「屋飾り」をする。その1例は、棟の中央に櫛を立てその櫛の上部に日の九の扇を結びつけ扇の下部から紅白の木綿の布を下げた。また棟に「射り上り」「射り下り」2組の板製の弓矢を作って取りつけた。

棟上祝いのつりだい飾りはだいたい次のようにする。

1. 床柱の前に木臼を2つ伏せておく。
1. 右の臼の上に板をわたす。
1. 板の上に「つりだい」をおく。
1. 板の上に棟あげ米俵を3俵か5俵積む。
1. 酒、鯛、米を供える。
1. 板の上においた四角の「おしき」の中に、12個のおかさね餅をおき、中央に紅白の1升の鏡餅をのせる。



つりだい飾り

建主は祝い唄をうたって、酒をたくさん呑んだ。

餅撒のときは先づ、建物の四隅に魔を払うために、一かさねづつ餅を飾っておき、それから屋根の棟から小餅で餅撒きをする。1番最初は東方へ向って撒くのである。餅だけでなく1銭か2銭の硬貨を白紙に包んで撒くことも行われた。

祝宴が終ると大工は帰宅する。このとき「大工送り」といって次のようにする。

床柱の前に供えた米俵、酒、鯛などの供物を大八車(車力)に積んで、その米俵の上に棟梁が乗っている。棟梁は棟上げに飾った弓矢を持っている。建主やその親戚の者、更に棟上げの加勢人が大八車を曳いたり押したりして棟梁の家迄送ってゆくのである。

棟梁の家へ着くと棟梁の家でも馳走の用意をして待っていた。ここでもまた祝宴があつて棟上げの行事の一切が終了することになる。

棟上げの後、屋根ごしらえをして母屋の屋根は麦わらで葺いた。軒まわりは瓦葺にする。この屋根葺にも近隣の人達の加勢が必要であつて、そしてまた仕事が終わると、簡単な祝いをした。

## く　　ど

屋内の土間(にわ)には「くど」を築く。普通4つはあつて1番大きいのは「かんつき」といって大量の煮物のときに用いる。味噌、醤油などの材料を煮たりした。次は炊飯用で羽釜をかける。更に鍋をかけるものと湯沸用とがある。用途によって大小があつた。

「くど」は当然手造りであつて、粘土、あるいは田の土に「すさ」を混ぜて築いた。

## 床下の『 炉 』

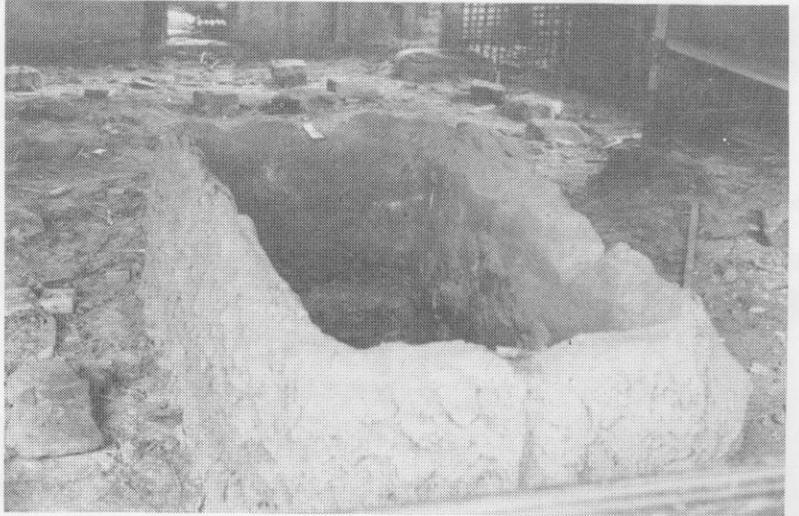
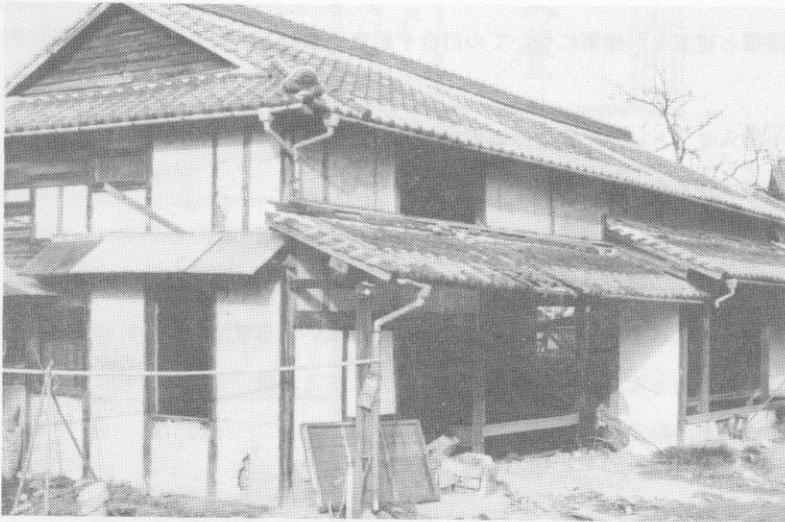
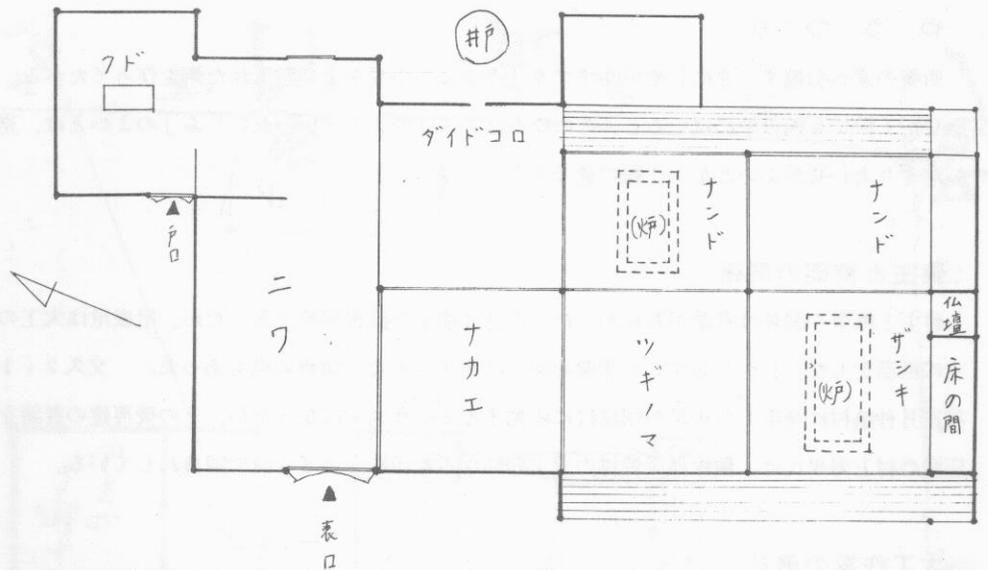
養蚕を大量にする農家では床下に「炉」を築いてある。床下の地面をたて1m、よこ2m、深さ4.50mくらい掘り下げる。そして地面より上の四周には幅約20cmほどの土壁を築上げる。そして床の下面との間が約30cmほどあく高さにする(写真参照)。

次の写真の家は、床下に、2ヶ所の「炉」が築いてあつた。下大利の浅川環氏の旧宅で大正14年の建築であつたというが、今年3月改築のため完全に取りこわされた。

## 新　築　祝

新築祝は「鳴物入れ」といった。祝いの膳がでた。料理は「がめ煮」や「ぬたあえ」の程度であつたが、素人浄瑠璃が語られ、にぎやかに行われた。

建築の関係者である大工、左官、屋根屋や加勢人が列席したが、そのほかにこの祝宴のときは、加勢人でない人でも、また案内がなくても列席することができた。



## や う つ り

新築の家へ引越すときに「やがゆすすり」といって小豆を12粒入れた粥を作ってたべる。そのとき小豆が1粒でも碗の中にはいると、そのひとは「ふ」のよかといいた。「ふ」のよかとは、運がよいとか巡りあわせがよいとかいう程の意である。

## 建主と棟梁の関係

建主と棟梁の関係は常備がおおかった。左官は建主と直接契約であったが、屋根屋は大工の棟梁が建主に世話をした。しかし必ずしも常備の場合ばかりでもなく請負の例もあった。文久2(1862)年正月仲嶋村に発生した火災が畑詰村に延焼するという大火になったが、その後再建の普請をするとき庄屋の村上寿平氏は、粕屋郡炭焼村の大工卯作なるものに一金25両で請負わしている。

## 大工作業の儀礼

常備の大工の棟梁と建主とが建築についての打合や約束がすむと、大工は建主の屋敷の内に作業小屋を建てる。

仕事始めは「小屋入り」といって建主は酒肴をととのえて、大工と一緒にお祝いをする。大工の全員と建主およびその親戚が参会する。

大工の「小屋」での生活は、3食とも建主の給与であった。食事の献立の内容は、建主の家族の普通の食事よりは上等であって、毎日晚酌として2合か3合ほどの酒がついていた。

「小屋入り」してから仕事をはじめるのであるが、棟上にいたるまでの中間の時期にまた祝ごとをする。これを「中棟上」といって、建主は酒肴を用意して大工とお祝いをした。

大工の勘定は10日毎の勘定であった。

## 居屋の間取

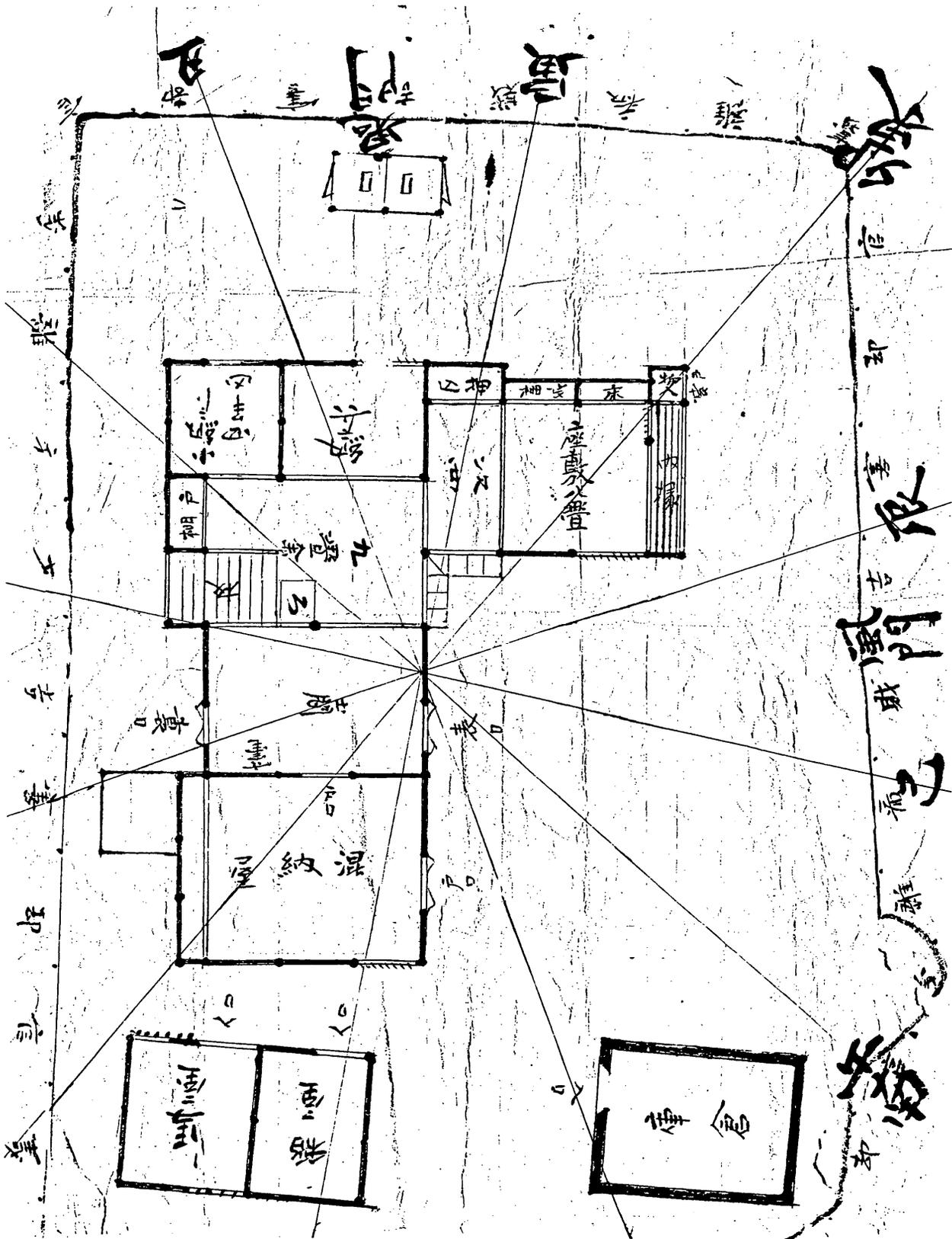
筑紫郡一帯の農家は「鍵屋造り」であった。見取図第1図でみられるとおり座敷と他の室との形が鍵形(昔のくらの鍵などの形)になっているのでそうよぶのである。

この図の家は、すでに改築されていて現存しない。たぶん明治期のものである。

## のきだれ

のきだれ(軒下)は、見取図第1図でいえば、「次四」の間の椽の上のはしから左方へ混納屋のはしまで、「かど」の方向へ下してある広い下屋のことをいうのである。

この「のきだれ」は、表口にかかる雨風を防ぐのは勿論であるが、それだけでなく「かど」に「むしろ」を掛けてその上に乾してある糶や豆類などが、にわか雨に濡れようとするとき、そのむしろを両側からたたんでとりあえずこの「のきだれ」の下に避難させるための大事な場所であった。



見取図第1

表口(かどのくち)は、いつもは大戸が立てきってあって、人の出入は障子張りのくぐり戸を使った。土間(にわ)は表口から裏口へ通り抜けになっていて裏口に近いところに「かまど」を築く。この「かまど」あるいは「くど」のあたりには、荒神棚があってお札(ふだ)が祀ってあった。「かまど」のそばには「けしずみ」をつくるための壺や「ひかき」などがあつた。壺は土器で「ほーろく」といった。たいていは土中になかば埋めてあつた。火吹竹もまた必需品である。「ひかき」とは十能のことである。

「けしずみ」は、のちに火鉢に用いられたり、七輪にとって魚焼きなどに使用した。

このあたりには、米櫃などの食糧や、「うんすけ」という陶器の油壺などがおいてある。

裏口を出たところには普通井戸と風呂場があつた。井戸は各戸になくはならぬが、風呂は共同風呂があつたので、これに頼る家では自家の風呂場がないことがある。一般には大正期あたりから個人の風呂が普及することになる。

「にわ」は土足で出入のできる場所であるから、裏口に近い部分は炊事場として使われ、「なかえ」の前は一種の玄関でもある。「にわ」の広い家では、雨天や夜間の作業に利用したこともあるが、そのような作業には「なや」が用いられる。

見取図第1の「土間」(にわ)の右手、9畳余と記載されている室は「なかえ」という居間である。この家の場合は、ここに「ろ」が切つてあり板張りの部分や、食器などを入れる戸棚もある。

普通の民家では、見取図第1の「ろ」から北側の部分は別室になっていて(見取図第2参照)、「なかえ」と「だいどこ」の間には、「すき戸」の仕切りがある。

つまり見取図第1の家は「なかえ」と「だいどこ」が1間になっているわけである。

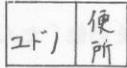
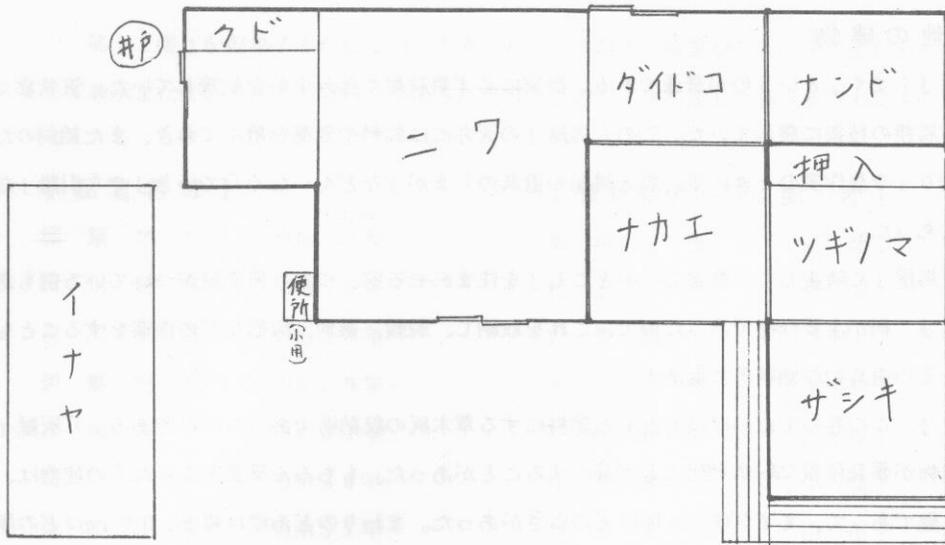
土間から「なかえ」に上るところは、あがり口という式台があつた。式台の幅は、その下が下駄箱になるほどのものであつた。式台がないときには「きんた」を踏台として利用している家もあつた。

「なかえ」の東がわにある納戸は「たんす」や長持などの置場でもあるが、夫妻の寝所でもあつた。この家の場合は納戸が2室ある。「次四」と書かれているところは「次の間」で広さが4畳ということである。この室の押込と書き入れてある場所には仏壇がある場合もある。

座敷は、重要な室で、大切な来客のある場合や祝事などに使用される。家によっては老夫婦の室として利用されていることもある。前に述べたとおり、旧幕時代にはこの室は造ることを禁止されていた。

この図では「にわ」の左手つまり西側に「混納屋」がある。しかし通常この納屋は別棟になっている例が多いように思われる。ここには種々の農作物や作業用の道具を収納した。

また前述のとおり雨天の作業や、脱穀、扱摺り、その他の手作業の場として使用され、したがって諸道具の置場でもある。



見取図第2



## その他の建物

『馬屋』(まや)というのが普通である。農家は必ず農耕用の馬か牛かを飼養していた。筑紫郡では特に乾田馬耕の技術に勝れていた。この「馬屋」の天井には飼料や敷藁を積んでおき、また給飼のための「藁切り」や農作業のときに牛、馬と耕起の道具の「まが」などをつなぐ「ていき」や「引緒」などを収めてあった。

この「馬屋」に隣接して、農家の「おとこし」を住ませる室、つまり男部屋がついている例もある。

『稲屋』 稲が主要作物であったので、これを収納し、脱穀、選別、籾摺などの作業をすることもあつた。またその道具の収納場所でもある。

『灰屋』 この名のでたわけはもと肥料にする草木灰の収納場であつたからである。「灰屋」は、一般に建物が藁葺屋根であつた時代でも瓦葺にすることがあつた。もちろん藁葺もあつたその建物は、どろ(土)壁であつて、まず7坪-8坪ほどの広さがあつた。まわりのどろ壁は幅5、60 cmほどの厚さに築きあげてあり、前面は出し入れ口としてあけてある。壁の上部は30 cmほどあけて屋根になる。

どろ壁は、土に「すさ」を混ぜて強度をもたせた。ここには「馬屋」に敷いて牛や馬が踏み糞尿の混ったいわゆる敷藁を積み込んで熟成させた。更に別途糞尿をかけたりして堆肥とするわけである。ときどき「切かえし」をした。

『たきもん小屋』 1年間燃料として使用する薪は冬期に一時に用意するのでその量は大量になるからこの小屋が必要である。軒下に積み上げることもあるが、やはりこの小屋はたいてい家にある。広さは相応に大きく20坪ほどのものである。

『倉』 これは土蔵造りである。1棟か2棟あるいは3棟などその家の経済状態によって建ててある。米、麦などやそれを量かる「ます」や「ちぎり」などを収納したり、その他「たんす」「長持」なども入れた。あるいはたまにしか使用しない生活用具とか大切にしている品物を収める。

中2階があつて、その上に古い書類のようなものがおいてあつたりする。

『便所』は本図に外便所が書入れてあるが、その外に恐らくは「表口」に向つて左手の壁にいわゆる「しょうべんたご」があつて「かど」に向いて開いていた。いつでも土足のまま用便ができる。農家にとって糞尿が重要な時代にあつては、この設備に対する嫌悪感はない。

もちろんここでの用便は「小」の方のみである。「たご」というが実際には地面に「かめ」が埋めてあり、3方が囲まれているだけの作りであり至極解放的であつた。

一般には、さまざまな附属建物、つまり味噌醬油や漬物を入れる小屋や、鶏小屋などもあるが、それらは居住者の必要度によってきまる。

この「第11集」を編集するため市内各方面にわたって調査、採集をした。その際われわれに、さまざまなお教示をたまわり、また資料を提供された方々がある、次に記して謝意を表します。

【話者名簿】

	(生年)
篠原 フミ	明治28年
広川 長三郎	明治28年
吉次 安次郎	明治28年
伊藤 鉄雄	明治29年
吉次 ヨシ	明治31年
嶋野 ハヤノ	明治33年
浅川 英像	明治37年
藤 タカ	明治37年
安東 アサノ	明治37年
吉嗣 敏雄	明治42年
井上 清助	明治43年
香野 鉄次	明治45年
河波 芳元	大正9年

【資料提供並びに協力者】

船越 徹	(乙金)
村上 弥八郎	(仲島)
古賀 順一	(上筒井)
浅川 環	(下大利)
前崎 辰雄	(白木原)
篠原 喜吉	(牛頸)
河波 芳元	(山田)
香野 早苗	(山田)

## 索 引

あがり口	24	なかえ	24
いがいまし	4	中棟上	22
いなや	14・26	にわ	9・24
うんすけ	24	にわりもん	4
おてつき	8・9	ねどり	18
おばさんぐらし	4	はいや	14・26
おりや	13・14・16	花の縁	7
鍵屋造り	22	ひかき	24
かくれみ	4	ふっくら時計	10
かための酒	6	便所	26
かど	9・14・22	方	14・16
かんつき	20	ほとめかす	8
聞き合はせ	4	ほーろく	24
くど	20	まや	14・26
くら	14・26	婿まぎらかし	8
けしずみ	24	もどす	10
荒神ほんさん	16・17	屋飾り	19
小屋入り	22	やがゆすすり	22
さんひょうづき	18	やしき神	14
しょうべんたご	26	よめごぶり	11
すき戸	24	よめごみ	4
すみ酒	6	嫁さがし	4
大工送り	20	嫁迎え	2
だいどこ	24	万まじない心覚記帳	6・16
たきもの小屋	14・26		
地搦歌	18		
つりだい飾り	19		
つな子	18		
どうづき	18		
鳴物入れ	20		

※表紙カッターは、文化財愛護のシンボルマークです

昭和54年3月

発行 大野城市教育委員会  
大野城市曙町2丁目17番地

和光印刷株式会社

印刷 福岡市博多区博多駅前1丁目18-18  
TEL 431-0088